

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
<p>三島府税事務所</p>	<p>行政財産の使用承認について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="507 577 1481 768"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>承認数量</th> <th>目的</th> <th>承認期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>1.0㎡</td> <td>メセナ自動販売機の設置</td> <td>令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>3.0㎡</td> <td>少年サポートセンターにおける立ち直り支援</td> <td>令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	承認数量	目的	承認期間	建物	1.0㎡	メセナ自動販売機の設置	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	建物	3.0㎡	少年サポートセンターにおける立ち直り支援	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	承認数量	目的	承認期間											
建物	1.0㎡	メセナ自動販売機の設置	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで											
建物	3.0㎡	少年サポートセンターにおける立ち直り支援	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで											
<p>措置の内容</p>														
<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳への登載を完了した。 検出事項が発生した原因としては、当該事務処理について、担当課内において認識や知識が不足（当該2件とも「使用承認」であるため使用料を徴収する必要が無く、他の「使用許可」案件のように公有財産台帳による登録が必要であるとの認識や知識を欠いていた）していたことや決裁関係者（決裁者を含む）におけるチェック機能が十分に働いていなかったことによる。 再発防止に向けた取組として、担当課内において本事案を共有するため、大阪府公有財産台帳等処理要領等の関係法令について、担当課内連絡会議の場において周知徹底を図った。 また、決裁時には起案文書に関係法令を添付することとし、担当者はもとより決裁関係者（決裁者を含む）によるチェック体制の充実を図る。</p>														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月28日）